



一夜ヶ嶽牛突き大会（五箇）  
とって隠岐ぎやらりーより



隠岐の島町商工会  
Okinoshima-cho Shokokai

No.20 号

商工会 電話：2-1157

## 隠岐の島町は中小企業の設備投資を支援します！（お知らせ）

平成30年6月に「生産性向上特別措置法」が施行されました。これにより、中小企業は、「**先端設備等導入計画**」を策定し、**町の認定を受ける**ことで、様々な支援を受けることが可能になります。

### 「先端設備等導入計画」とは

中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。事業者は作成した「先端設備等導入計画」を、**隠岐の島町商工会による事前確認**の後、町へ提出し認定を受けてください。

### 受けられる支援 ～ 計画の認定を受けたら ～

#### （1）固定資産税の免除

町から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等のうち、以下の一定の要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることが可能です。

##### <対象者>

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、「先端設備等導入計画」の認定を受けた者。（大企業の子会社を除く。）

##### <特例措置>

固定資産税の課税標準を、3年間、ゼロとします。

##### <対象設備>

生産効率、エネルギー効率、精度などが、旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※ただし、生産・販売活動、役務の提供等の用に直接供されるものおよび中古品でないもの

#### （2）金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

##### 【注意事項】

ただし、金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、市区町村による先端設備等導入計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

[引き続き裏面をご覧ください。](#)

### (3) 補助金の優先採択

一部の補助金（持続化補助金・ものづくりサービス補助金・IT導入補助金等）において、上記の固定資産税ゼロの特例措置の対象となる事業者等について、優先採択（審査時の加点）が行われます。

### 「先端設備導入計画」の、申請手続き方法

該当する設備の取得日（引き渡し日）より前に「先端設備等導入計画」の策定・町による認定が必要です。隠岐の島町商工会の事前確認や、町による認定事務には一定の期間を要しますので、余裕を持ったご準備をお願いします。

提出書類等、詳しくは隠岐の島町役場ホームページ（事業者向け情報）をご覧ください。

お問い合わせ先

隠岐の島町役場 地域振興課 商工労働係 TEL 2-8570

## 経営者・後継者のための 事業承継対策セミナー（お知らせ）

会社の事業の将来について考えてみませんか 問合せ・申込みは、商工会まで（電話 2-1157）

日時：平成30年11月20日（火）午後2時から4時30分まで

平成30年12月 7日（金）午後2時から4時30分まで

会場：隠岐島文化会館 2階 集会室

講師：村上弘基氏 独立行政法人 中小企業基盤整備機構中国本部 事業承継コーディネーター  
石原正人氏 広島パートナーズ/税理法人広島パートナーズ代表社員税理士

参加費  
無料

定員：各30名

対象：経営者および事業承継をお考えの方・金融機関・支援機関

テーマ：11月20日・12月7日とも同じテーマで開催します。

～ 事業承継の現状 ～

事業承継対策がなぜ必要なのか

計画的な事業承継対策の必要性

～ 新しくなった事業承継の税制の活用の仕方 ～

（平成30年度事業承継税制改正のポイント）

改めて、  
セミナーの  
チラシでお  
知らせしま  
す。

共催：公益社団法人 隠岐法人会

## 国税に関する相談について（西郷税務署からお知らせ）

税務署での  
面接相談は

事前予約をお願いいたします。

相続税・贈与税等の面接相談日（9時～16時）

平成30年11月14日（水）・15日（木）

平成30年12月20日（木）・21日（金）



★予約の際には

- ①お名前
  - ②ご住所
  - ③ご相談内容 等
- お伺いします。